

## 【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

<b>事業番号</b> A-1-1 <b>事業名</b> 学校施設整備事業費国庫負担事業 (相馬市立磯部小学校屋内運動場整備事業)	
<b>事業費総額</b> 32,223 千円 (国費 23,534 千円) (内訳:本工事費 29,750 千円、設計等委託費 2,473 千円)	
<b>事業期間</b> 平成 24 年度～平成 25 年度	
<b>事業目的</b> 東日本大震災により被災し、構造上危険な状態となった磯部小学校の屋内運動場を改築することで、学校教育環境の改善を図るとともに、あわせて避難所としての機能を持たせることで、地域住民の安全を確保する。なお、既設屋内運動場の面積より増加分を整備する。	
<b>事業地区</b> 相馬市立磯部小学校 (相馬市磯部字上ノ台 467 番地の 2)	
<b>事業結果</b> 磯部小学校屋内運動場を整備し、平成 26 年 2 月から供用開始。 面積 : A=682 m <sup>2</sup> (内訳 : A-1-1 事業分 87 m <sup>2</sup> 、A-2-1 事業分 595 m <sup>2</sup> ) 施設設備 : 体育室、男女トイレ、多目的トイレ、男女更衣室、器具庫	
 建物外観	 整備前
<b>事業の実績に関する評価</b> ①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 磯部小学校には、令和 3 年 3 月時点においては 33 名の児童が在籍しており、平成 25 年度より令和 2 年度まで延べ 105 名の児童の学習環境向上に寄与している。 また、本事業で整備をした屋内運動場は、洪水・高潮・地震・津波が発生した際には地域住民約 260 人を収容する指定避難所に指定されており、防災機能の強化の面からも有効な事業であったと考える。	
②コストに関する調査・分析・評価 築年数と改修費用を考慮し検討した結果により、改築をすることと判断しており、また本施設が児童や地域のスポーツ活動の活性化を図り、多くの住民に有効に活用されている。 また、指名競争入札により最低価格を提示した業者と請負工事契約を締結しており、コストは適切なものとする。	

### ③事業手法に関する調査・分析・評価

	当初想定した事業期間	実際に有した事業期間
実施設計	平成24年10月～平成24年12月	変更無
地質調査	平成24年10月～平成24年12月	変更無
工事	平成25年2月～平成26年2月	変更無

本事業は当初、災害復旧事業として実施をする予定であったが、東日本大震災の地震により被害が生じた外壁を撤去したところ、内部の木造部分が激しく劣化しており、耐力が確保されていないことが判明した。劣化部分については災害復旧事業としては認められなかったため、復興交付金事業として早期に着手し、児童の授業等への影響を必要最小限することができており、事業手法として妥当であったと考える。

#### 事業担当部局

相馬市教育部総務課 電話番号：0244-37-2188

#### 位置図



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

<b>事業番号</b> A-2-1	
<b>事業名</b> 学校施設環境改善事業（相馬市立磯部小学校屋内運動場整備事業）	
<b>事業費総額</b> 182,599千円（国費 118,547千円） （内訳：工事費 168,584千円、設計等委託費 14,015千円）	
<b>事業期間</b> 平成24年度～平成25年度	
<b>事業目的</b> 東日本大震災により被災し、構造上危険な状態となった磯部小学校の屋内運動場を改築することで、学校教育環境の改善を図るとともに、あわせて避難所としての機能を持たせることで、地域住民の安全を確保する。なお、既設屋内運動場の面積分を整備する。	
<b>事業地区</b> 相馬市立磯部小学校（相馬市磯部字上ノ台467番地の2）	
<b>事業結果</b> 磯部小学校屋内運動場を整備し、平成26年2月から供用開始。 面積：A=682㎡（内訳：A-1-1事業分87㎡、A-2-1事業分595㎡） 施設設備：体育室、男女トイレ、多目的トイレ、男女更衣室、器具庫	
	
建物外観	整備前
<b>事業の実績に関する評価</b>	
①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 磯部小学校には、令和3年3月時点においては33名の児童が在籍しており、平成25年度より令和2年度まで延べ105名の児童の学習環境向上に寄与している。 また、本事業で整備をした屋内運動場は、洪水・高潮・地震・津波が発生した際には地域住民約260人を収容する指定避難所に指定されており、防災機能の強化の面からも有効な事業であったと考える。	
②コストに関する調査・分析・評価 築年数と改修費用を考慮し検討した結果により、改築をすることと判断しており、また本施設が児童や地域のスポーツ活動の活性化を図り、多くの住民に有効に活用されている。 また、指名競争入札により最低価格を提示した業者と請負工事契約を締結しており、コストは適切なものとする。	



### ③事業手法に関する調査・分析・評価

	当初想定した事業期間	実際に有した事業期間
実施設計	平成24年10月～平成24年12月	変更無
地質調査	平成24年10月～平成24年12月	変更無
工事	平成25年2月～平成26年2月	変更無

本事業は当初、災害復旧事業として実施をする予定であったが、東日本大震災の地震により被害が生じた外壁を撤去したところ、内部の木造部分が激しく劣化しており、耐力が確保されていないことが判明した。劣化部分については災害復旧事業としては認められなかったため、復興交付金事業として早期に着手し、児童の授業等への影響を必要最小限することができており、事業手法として妥当であったと考える。

#### 事業担当部局

相馬市教育部総務課 電話番号：0244-37-2188

#### 位置図



## 【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

<b>事業番号</b> A-2-2 <b>事業名</b> 学校施設環境改善事業 (相馬市立磯部小学校屋内運動場整備事業：太陽光発電設備)	
<b>事業費総額</b> 7,562千円(国費 5,672千円) (内訳:工事費 7,562千円)	
<b>事業期間</b> 平成25年度	
<b>事業目的</b> 東日本大震災により被災し、構造上危険な状態となった磯部小学校の屋内運動場の改築に伴い太陽光発電設備を整備することで、学校教育の環境学習の教材とするとともに、自然災害の避難所として使用する際の非常用電源として活用し、地域住民の安全を確保する。	
<b>事業地区</b> 相馬市立磯部小学校(相馬市磯部字上ノ台467番地の2)	
<b>事業結果</b> 磯部小学校屋内運動場改築に伴い、太陽光発電設備(太陽光出力5kVA)を整備。	
 建物外観(太陽光発電設備)	 整備前
<b>事業の実績に関する評価</b> ①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 磯部小学校には、令和3年3月時点においては33名の児童が在籍しており、平成25年度より令和2年度まで延べ105名の児童の学習環境向上に寄与している。 また、本事業で整備をした屋内運動場は、洪水・高潮・地震・津波が発生した際には地域住民約260人を収容する指定避難所に指定されており、防災機能の強化の面からも有効な事業であったと考える。	
②コストに関する調査・分析・評価 築年数と改修費用を考慮し検討した結果により、改築をすることと判断しており、また本施設が児童や地域のスポーツ活動の活性化を図り、多くの住民に有効に活用されている。 また、指名競争入札により最低価格を提示した業者と請負工事契約を締結しており、コストは適切なものとする。	

### ③事業手法に関する調査・分析・評価

	当初想定した事業期間	実際に有した事業期間
工 事	平成 25 年 4 月～平成 26 年 2 月	変更無

本事業は当初、災害復旧事業として実施をする予定であったが、東日本大震災の地震により被害が生じた外壁を撤去したところ、内部の木造部分が激しく劣化しており、耐力が確保されていないことが判明した。劣化部分については災害復旧事業としては認められなかったため、復興交付金事業として早期に着手し、児童の授業等への影響を必要最小限することができており、事業手法として妥当であったと考える。

事業担当部局

相馬市教育部総務課 電話番号：0244-37-2188

### 位置図





【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 A-4-1

事業名 埋蔵文化財発掘調査事業

事業費総額 7,020 千円（国費 5,265 千円）

（内訳：賃金：2,982 千円、需用費：750 千円、委託料：671 千円、  
使用料及び賃借料：661 千円、備品機材損料費：137 千円、諸経費：1,819 千円）

事業期間 平成 25 年度～平成 28 年度

事業目的

津波、地震で著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のため、被災した市民の住宅等の再建に伴い、必要となる埋蔵文化財の調査を実施することによって、復興と埋蔵文化財発掘調査との両立を図り、生活基盤の速やかな確立及び地域経済産業の早期回復に資する迅速な整備を支援する。

事業地区

相馬市全域

事業結果

黒木田遺跡の本発掘調査を行い、発掘調査報告書を作成した。



黒木田遺跡



埋蔵物

事業の実績に関する評価

①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

東日本大震災により、被害を受けた住家等は、本計画を作成した平成 24 年 12 月末時点で 2,119 件（半壊以上）あり、被災した市民が速やかに住宅等の再建を実施するためには、埋蔵文化財の確認・調査が支障となることが想定された。

そのため、本事業では被災した市民の住宅等の再建に伴い必要となる埋蔵文化財調査を行い、個人住宅再建に迅速に対応した。

また、その成果を市民に発掘調査報告書の形で還元しており、適切に活用が行われたものとする。

②コストに関する調査・分析・評価

入札により業務委託契約を締結しており、コストは適切なものとする。

③事業手法に関する調査・分析・評価

	当初想定した事業期間	実際に有した事業期間
発掘調査	平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月	平成 25 年 4 月～平成 29 年 3 月

本事業の対象は、史跡整備などのために行う計画的な発掘調査とは異なり、個人が自宅を建設する際にやむを得ず行う調査であるため、市が具体的な計画を立てることは実質的に非常に困難であり、当初は暫定的に平成 27 年度までを事業期間としていた。

その後、被災者が自宅を再建する計画が上がった際に迅速に対応するため、開発事業者等とも協議をした結果、必要な期間に限り事業を継続しており、本事業手法は適切なものとする。

**事業担当部局**

相馬市生涯学習部生涯学習課 電話番号：0244-37-2278

**位置図**





## 【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

番号 A-4-2
事業名 埋蔵文化財発掘調査事業（相馬市相馬亘理線他）
事業費 総額 8,795 千円（国費 6,574 千円） （内訳：調査費 8,795 千円）
事業期間 平成 25 年度～平成 26 年度
事業目的・事業地区 【事業目的】復興事業によって埋蔵文化財包蔵地（以下「遺跡」とする。）が破壊される場合は、着工前に記録保存のための発掘調査が必要となる。また、未周知の遺跡が工事着工後に不時発見された場合には、事業の推進に遅滞が生じる事も想定される。復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護の両立を図るためには、事業着工前に遺跡の有無やその範囲・内容（種別や年代）等を明らかにすることが不可欠となる。 このことから、分布調査（地表面観察から遺跡および遺跡が推定される地点の確認を行う）及び試掘・確認調査（部分的な掘削により遺跡の有無・内容を確認する）を実施し、早期に情報を収集する。その成果を用いて、事業範囲・掘削深度等を可能な限り埋蔵文化財に影響しない設計となるよう協議を行い、記録保存のための発掘調査を回避するまたは最小限とするとともに、着工後の不時発見を防ぐことを目的とした。 【事業地区】福島県が事業主体となる相馬市における復興事業（道路整備事業・河川海岸事業・農地整備事業（土取工事含む）・市街地復興効果促進事業）に関わり、分布調査及び試掘・確認調査を実施した。 ※別紙：事業位置図を参照
事業結果 分布調査の結果、3箇所の遺跡、4箇所の遺跡推定地（遺跡の可能性が高い場所）を確認した。協議の結果、試掘・確認調査が必要な箇所について調査を行い、調査成果をまとめた調査報告書を作成した。 ○平成 25 年度 ・遺跡 1 箇所、遺跡推定地 2 箇所（124,440 m <sup>2</sup> ）で試掘・確認調査実施 ⇒3,000 m <sup>2</sup> を保存のための協議が必要な範囲と判断 ※『東日本大震災復興関連遺跡調査報告 1』福島県文化財調査報告書第 503 集に調査成果を記載。 ○平成 26 年度 ・遺跡推定地 2 箇所（105,000 m <sup>2</sup> ）で試掘・確認調査実施 ⇒埋蔵文化財は確認されなかった ※『東日本大震災復興関連遺跡調査報告 2』福島県文化財調査報告書第 510 集に調査成果を記載。 （注）事業対象地から除外となったもの・他事業での調査を行ったものを含み、調査事業期間内で遺跡推定地から遺跡に登録されたもの・複数年次に分けて調査した箇所も存在することから、分布調査成果の遺跡数等と試掘・確認調査の実績件数とは一致しない。
事業の実績に関する評価 ① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 ・本調査事業の結果を用いて、当該復興事業の埋蔵文化財保護に関わる協議を開発部局と実施した。調査により保存のための協議が必要な範囲と深さを整理し、協議・調整に用いることができた。復興事業の早期着工と埋蔵文化財の適切な保護の両立につながった。 ・また調査結果は、国民共有の財産である文化財に関する情報として報告書にまと

め公開している。また関係機関の協力を得て、地元住民等へ成果説明の機会を設けた。

② コストに関する調査・分析・評価

- ・本調査事業以外の複数の調査事業に関わる契約業務を一括で発注したほか、調査の拠点となる事務所を平成 26 年 3 月から南相馬市に設置したことによる調査効率の向上によって、コストの削減に努めた。
- ・遺跡に関する情報を収集するために過不足なく試掘・確認調査を実施しており、記録保存のための発掘調査を回避し、協議・調整期間の縮減化につながったことも踏まえ、コストは適正なものである。
- ・本業務の主たる契約(掘削業務委託・重機等賃貸借業務)は、一般競争入札による方法をとった。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

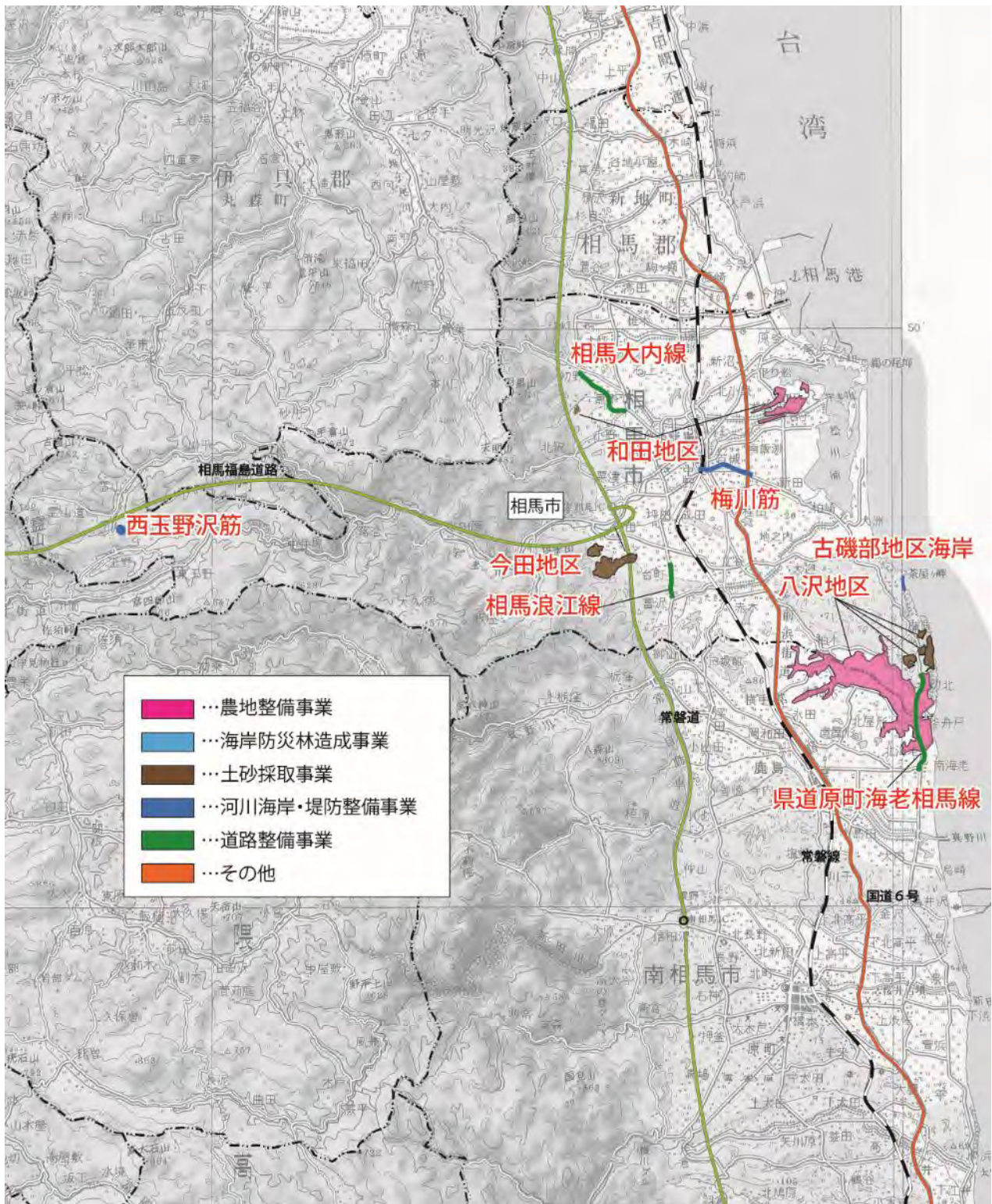
当初想定した事業期間 平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月

実際に事業に有した期間 平成 25 年 4 月～平成 27 年 3 月

- ・開発部局(相双建設事務所・相双農林事務所)との連絡調整会議を適宜実施し、設計内容と調査に関わる協議を断続的に実施した。調査実施と調査成果の設計への反映を迅速に行う事ができた。

事業担当部局

福島県教育庁文化財課 電話番号：024-521-7787 (本庁) 0244-23-0061 (南相馬市駐在)



事業位置図





試掘・確認調査状況



出土遺構 (SM-SS. B1 (軽井沢遺跡))



開発事業者との現地協議



地元住民等への調査成果説明